

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性、客観性、健全性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される会社を実現するため、コーポレートガバナンスの体制強化を経営の最重要課題の一つとして、積極的に取り組んでおります。

また、当社は株主の皆様や当社製品をご利用いただいているお客様その他すべてのステークホルダーに支えられていることを常に意識し、企業価値の最大化を図ることが、これらの方々の期待に応えることにつながるとの認識に立ち、事業展開を行っております。そのためには、コーポレートガバナンスの体制は不可欠なものであり、経営監視機能の充実にも意識した運営を心がけております。

当社は、その観点から監査役設置会社の形態を採用しております。当社の監査役3名のうち2名が社外監査役(内、1名が常勤監査役)であり、監査役会の開催、取締役会への出席などを通じまして、経営の健全性の維持・強化を図っております。

取締役につきましても、各人が当社事業に精通しており、取締役会や機動的な会議招集・協議などによりまして、業務の有効性を確保し、経営効率の維持・向上を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンスコードの基本原則を全て実施しております。本欄に記載すべき事項はございません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社テラスホールディングス	2,567,800	10.15
熊崎 友久	2,216,300	8.76
株式会社SBI証券	1,157,364	4.57
楽天証券株式会社	1,052,800	4.16
河野 芳隆	530,500	2.09
渡邊 悦子	447,600	1.76
インターウォーズ株式会社	380,000	1.50
時本 豊太郎	357,000	1.41
株式会社山眞コンサルティングオフィス	331,000	1.30
松井証券株式会社	298,500	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

その他製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
荒井 尚英	他の会社の出身者													
高木 明	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒井 尚英			事業会社の経営経験を有していること、IT業界へ造詣が深いことから、当該知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため選任いたしました。
高木 明			公認会計士として培われた専門的な知識・経験等に加え他の上場会社における社外監査役の経験も有しており、客観的、中立的な立場で内部統制やコンプライアンスに関する的確なご助言をいただくため選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、監査実施状況などについて必要に応じ適宜協議する関係にあります。会計監査はMoore至誠監査法人に依頼しており、当社は四半期毎に会計監査またはレビューを受けておりますが、その実施状況について、監査役会及び監査役に対して詳細な報告がなされています。

また、当社では、取締役を中心に構成する内部監査委員会を組成し、業務の適切性のみならず効率性についてもチェックを行い、適宜アドバイスを行っています。監査役は、内部監査委員会と密接な連携を取っており、内部監査状況を監視することが可能となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
山根 正裕	公認会計士														
石川 真人	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山根 正裕		独立役員に指定しております。	公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、選任いたしました。
石川 真人			銀行業務で培った専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かして頂く為、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績行使条件付新株予約権(有償ストックオプション)を付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上のため、全社一丸となって取り組むことを目的とし社内外問わず全役員および全従業員を対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

当社の取締役および監査役の報酬等の額は、取締役については2006年6月29日開催の第17回定時株主総会において、金銭による報酬等の額として年額270百万円以内、新株予約権に関する報酬の額として年額30百万円以内、監査役については、同株主総会において金銭による報酬等の額として年額36百万円以内、新株予約権に関する報酬の額として年額4百万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、2021年2月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下、「決定方針」という。)について決議いたしました。
- b. 決定方針の内容の概要
- イ. 基本方針
当社の個々の取締役の報酬の決定は、役位、担当業務、経歴等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
業務執行取締役ならびに監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。
- ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と賞与とする。月例の固定報酬や賞与は、従業員の給与体系を念頭に、役位、担当業務、経歴等を総合的に勘案して決定するものとする。
- ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長が、その具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。
取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督機能を担う社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当セクションや担当者は不在ですが、当社の組織規模や経営体制等を鑑み、監査役との情報共有は高いレベルでなされているものと認識しており、監査業務は円滑かつ効率的に遂行されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、取締役会と監査役会制度を設け、コーポレートガバナンスの維持・強化を図る体制をとっております。
取締役会は、取締役4名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則月一回開催の定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令や定款で定められた事項や経営上の重要事項を決定しております。
その他、社外取締役は重要な会議への出席などを通じて、業務執行取締役の監視や、取引全般に関する監督機能を発揮しております。
監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名で構成されており、原則月一回開催され、臨時監査役会は必要に応じて随時開催さ

れております。各監査役の取締役会出席のほか、その他重要な会議への常勤監査役の出席などを通じて、取締役会の業務執行を監視するとともに、経営全般に対する監督機能を発揮しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役を含めた取締役会における意思決定および業務執行を行いながら、監査役会、内部監査委員会、会計監査人による適性な監視体制の連携がとれ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と中立性は十分に確保されていることから、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回のアナリスト・機関投資家向けの定期的な説明会を実施しております(2020年、2021年に関してはコロナウイルス感染症の状況を鑑み、開催していません)。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料をホームページに記載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部内にIRに関する担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の目標の一つに「顧客」「メーカー」「販売会社」「施工メンテナンス会社」等関連する全ての 方々に最大限の付加価値を創造することであると掲げ社内意識の向上を図っている。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、以下のとおり取締役会にて決議し、取締役および従業員がコンプライアンスの重要性を認識し、リスク管理を十分踏まえたうえで、適正かつ効率的な業務運営を行うことに努めるとともに、内部統制に関する体制の整備・構築に取り組むものとしております。

1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は小規模組織であることからコンプライアンス専担部は設置しておりませんが、代表取締役直轄の管理本部を相談窓口とし、コンプライアンス規程並びに内部通報規程を制定いたしております。定期的に取締役及び従業員を対象にコンプライアンス研修を実施し、内部通報規程についても、社内イントラに掲載し、定期的に電子メールにて配信、周知させ、企業文化としての一層の定着を図ります。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では原則毎月1回以上開催される取締役会のほか、取締役の職務の執行に係る情報を文書取扱規程、稟議規程等に基づき適切に保存し、管理を行っています。また、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる態勢としています。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役・本部長等で構成するリスク管理委員会を設置し、当社業務に内在するリスクの洗い出しと、リスク極小化のための具体的方策の検討を行っています。同委員会と管理本部が中心となって規程等の整備を推進しています。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則毎月1回以上の取締役会に加えて本部長・副本部長会議を随時開催して、業務全般、人事、組織等の諸問題について協議を行い、原則週1回開催されるグループリーダー会議で徹底を図ることで、迅速な意思決定と業務遂行を確保しています。

取締役を中心に構成する内部監査委員会では、業務の適切性のみならず効率性についてもチェックを行い、適宜アドバイスをしています。

5 当社における業務の適正を確保するための体制

組織規程及び職務権限規程を明定して、権限と責任の所在を明確化いたしております。また、内部監査委員会の監査機能を強化し、業務が適正に遂行されているかのチェックを適宜行うこととしています。

6 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役会と協議し、必要に応じて補助すべき従業員を指名することとしています。

また、監査役を補助する従業員に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役に帰属するものとし、取締役及び他の従業員は、当該従業員に対する指揮命令権限を有しません。当該従業員の人事異動、人事評価、懲戒等の人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を必要とするものとしています。

7 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は、経営の重要事項を遅滞なく監査役に報告する一方で、監査役は内部統制システムや重要な意思決定のプロセス、業務の執行状況を把握するため、取締役会など重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役や従業員に対し説明を求めています。監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めない場合には、当社管理本部が監査役との接点になって、監査業務が実効的に行われるようサポートを行っています。

8 子会社の業務の適正を確保するための体制

当社から役員を配置し、子会社を管理する体制としています。また、当社子会社は、業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的にグループ経営会議に報告するものとしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針とします。反社会的勢力排除に向け警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対応できる体制の整備を行っています。なお、万一来備え、警察、顧問弁護士等の関係を強化するとともに、神奈川県企業防衛対策協議会に入会し、研修会への定期的な参加による情報の収集、社内への周知徹底に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

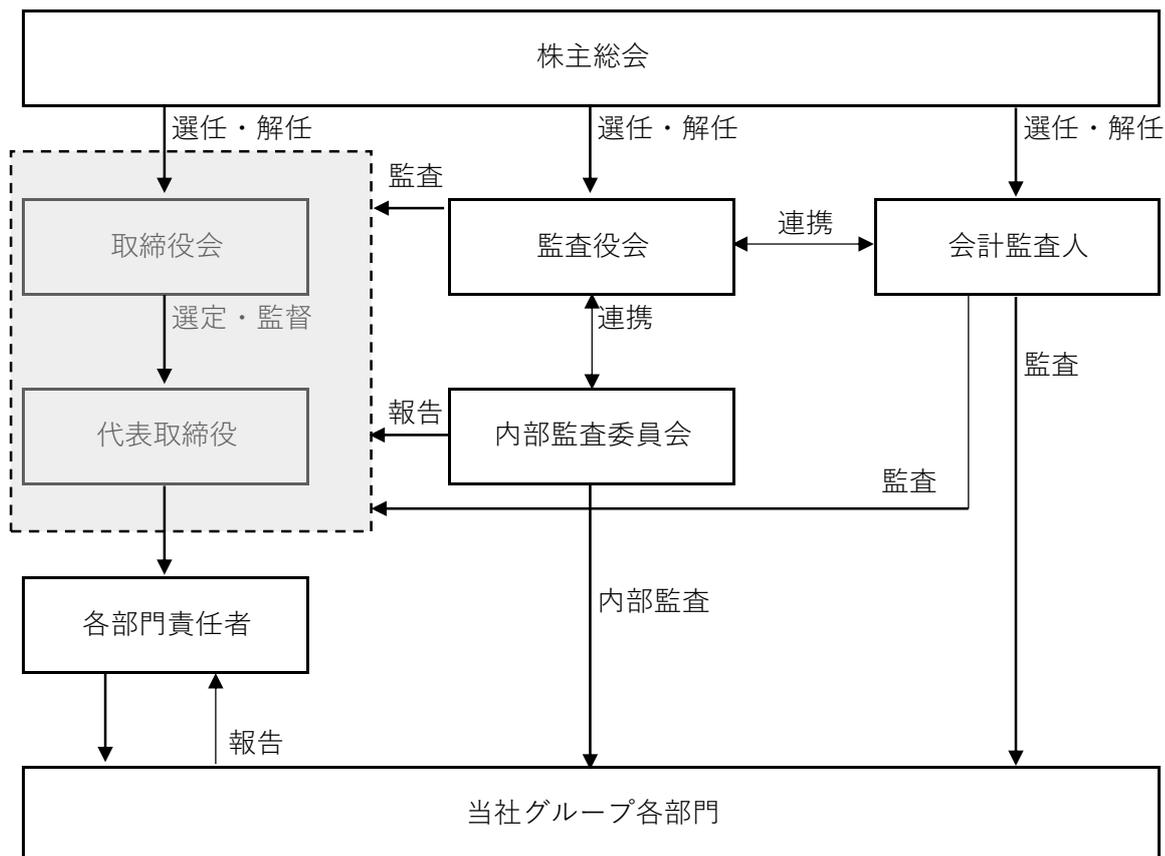
当社は、金融商品取引法および関連法令ならびに証券取引所の定める規定等を遵守し、当社及び子会社の重要な情報の適時適切な開示を行うことを基本としております。

社内の体制といたしましては、情報取扱責任者(管理本部長兼取締役副社長)を置いており、一元的に情報を収集しております。

また、情報取扱責任者は、収集した情報が適時開示対象か否かを適時開示に関する諸規則の定めに基づき判断しております。

開示を要する情報については、所定の機関決定を経た上で、情報取扱担当(管理本部)により、適時適切に開示することとしております。

・内部統制の概要



・適時開示体制の概要

